

会報

平成24年度 獨協医学会評議員会

日時：平成25年5月20日（月）

評議員会 16：30～ 管理棟No.2会議室

1. 学会奨励賞決定・同授与及び第40回一般演題優秀賞授与について

……………運営委員長 旗持 淳

2. 報告事項

1) 会員現状について ……………運営委員長 旗持 淳

2) 平成24年度事業報告について ……………編集委員長 石光俊彦

3) 平成24年度決算報告について ……………会計委員 西山 緑

3. 審議事項

1) 名誉会員の承認について ……………運営委員長 旗持 淳

2) 平成25年度事業計画（案）について ……………編集委員長 石光俊彦

3) 平成25年度会計予算（案）について ……………会計委員 西山 緑

4) 会則・投稿規定・学会賞の一部改正について ……………運営委員長 旗持 淳

1. 学会奨励賞決定・同授与及び第40回一般演題優秀賞授与について

○学会奨励賞決定及び授与

麻醉科学 白川賢宗

Vol.39, No.1, March 2012

NMDA Component of the Excitatory Synaptic Transmission of Neurons Containing Serotonin or GABA in the Ventrolateral Subdivision of the Periaqueductal Gray Matter of Mouse

○第40回獨協医学会一般演題優秀賞授与

最優秀賞

越谷病院泌尿器科 太田茂之

46XX male の分子生物学的検討

優秀賞

公衆衛生学 齋藤伸枝

わが国のがん患者家族の就労状況—収入減の関連要因の検討

優秀賞

越谷病院糖尿病内分泌・血液内科 櫻井慎太郎

2型糖尿病患者に対する超速効型インスリン

と持効型インスリンの酸化ストレスに対する

影響について

2. 報告事項

1) 会員現状について 報告事項1)

1. 会員数 971名 (H25.3.31現在)

名誉会長 3名

名誉会員 68名

会長 1名

大学 494名

越谷 150名

日光医療センター 20名

郵送 235名

2. 評議員 69名

3. 運営委員・会計監査員 25名

2) 平成24年度事業報告について 報告事項2)

Dokkyo Journal of Medical Sciences

—獨協医学会雑誌—の発刊及び配布状況について

○発刊状況

巻号 (発刊年)	投稿数							頁数					
	総説	原著	症例報告	特集	短報	学位申請論文	計	論文集		医学会		学位申請論文	計
								会報	抄録	会報	抄録		
Vol. 39, No. 2 (2012. 7.25)	英文	0	1	1	0	0	0	2	12	0	0	0	12
	和文	0	2	2	0	0	0	4	20	5	17	0	42
Vol. 39, No. 3 (2012. 10.25)	英文	0	2	0	0	0	0	2	20	0	0	0	20
	和文	0	3	0	13	1	0	17	111	0	0	0	111
Vol. 40, No. 1 (2013. 3.25)	英文	0	7	0	0	0	0	7	59	0	0	0	59
	和文	0	1	2	0	0	6	9	18	0	0	56	74

○配布状況

号巻 (発刊年)	個人 会員	名誉 会員	交換寄贈 (国内)	交換寄贈 (国外)	献本・図書館 (広告業者)	合計
Vol. 39, No. 2 (2012. 7.25)	796	72	140	35	45 (4)	1,092
Vol. 39, No. 3 (2012. 10.25)	876	72	140	35	25 (13)	1,161
Vol. 40, No. 1 (2013. 3.25)	899	71	140	35	25 (9)	1,179

## 3) 平成24年度決算報告について

報告事項3)

**平成24年度 決算報告書**  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

獨協医学会

(単位 円)

## 1. 収入の部

科 目	24年度予算額	24年度決算額	差 異	摘 要
前年度より繰越 (A)	9,583,352	9,583,352	0	
会費	4,200,000	4,305,000	△105,000	861名×5,000円
医大補助	2,000,000	2,000,000	0	
父兄会協賛金	700,000	700,000	0	
同窓会協賛金	300,000	300,000	0	
別刷料・掲載料	350,000	304,000	46,000	Vol.39-1・2・3
広告掲載料	600,000	890,000	△290,000	
抄録利用料	10,000	17,481	△7,481	科学技術振興機構他
預金利息	10,000	1,949	8,051	足銀・栃銀
小計 (B)	8,170,000	8,518,430	△348,430	
収入の部合計 (A + B)	17,753,352	18,101,782	△348,430	

## 2. 支出の部

(単位 円)

科 目	24年度予算額	24年度決算額	差 異	摘 要
出版費	7,000,000	5,767,761	1,232,239	Vol.39-1, 2, 3, (編集・英文校正料含)
依頼原稿謝礼	300,000	300,000	0	Vol.39-3特集号
査読謝礼	250,000	205,320	44,680	Vol.39-2, 3・40-1
編集謝礼	60,000	60,000	0	
総会費	600,000	481,187	118,813	講演謝礼・交通費・印刷代他
学会奨励賞	300,000	300,000	0	23年度分 (3名)
共催補助	800,000	300,000	500,000	講演会・研究会補助
雑費	400,000	321,765	78,235	送料・消耗品他
小計 (A)	9,710,000	7,736,033	1,973,967	
次年度へ繰越 (B)	8,043,352	10,365,749	△2,322,397	普通預金 (足) 5,294,764 定期預金 (栃) 5,070,985
支出の部合計 (A + B)	17,753,352	18,101,782	△348,430	

上記 平成24年度決算書を監査した結果、相違ない事を認めます。

平成25年4月16日 会計監査

黒須 明 印  
麻生好正 印

## 3. 審議事項

## 1) 名誉会員の承認について（平成25年4月1日付）

審議事項1)

今関隆雄 今村武佳 笠井貴久男 菅野吉一  
杉田憲一 徳留省悟 福田 健 三浦善憲

## 2) 平成25年度事業計画（案）について 審議事項2)

『DJMS—獨協医学会雑誌—』の発刊及び配布について

- 1) 発刊回数 3回
- 2) 発刊頁数 360頁（120頁×3回）
- 3) 発刊部数 3,900部（1,300部×3回）
- 4) 発刊時期及び締め切り
  - Vol. 40, No. 2  
2013. 7月発刊・2013. 2月末日締め
  - Vol. 40, No. 3  
2013. 10月発刊・2013. 5月末日 〳
  - Vol. 41, No. 1  
2014. 3月発刊・2013. 10月末日 〳

## 3) 平成25年度会計予算(案)について

審議事項3)

**平成25年度 予算書(案)**  
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

獨協医学会

(単位 円)

## 1. 収入の部

科 目	25年度予算額	24年度予算額	差 異	摘 要
前年度より繰越 (A)	10,365,749	9,583,352	782,397	
会費	4,200,000	4,200,000	0	840名×5,000円
医大補助	2,000,000	2,000,000	0	
父兄会協賛金	700,000	700,000	0	
同窓会協賛金	300,000	300,000	0	
別刷料・掲載料	350,000	350,000	0	Vol.40-1・2・3
広告掲載料	600,000	600,000	0	
抄録利用料	10,000	10,000	0	科学技術振興機構他
預金利息	5,000	10,000	△5,000	足銀・栃銀
小計 (B)	8,165,000	8,170,000	△5,000	
収入の部合計 (A + B)	18,530,749	17,753,352	777,397	

## 2. 支出の部

(単位 円)

科 目	25年度予算額	24年度予算額	差 異	摘 要
出版費	6,500,000	7,000,000	△500,000	Vol.40-1, 2, 3 (編集・英文校正料含)
依頼原稿謝礼	300,000	300,000	0	Vol.40-3 特集号 (10名)
査読謝礼	250,000	250,000	0	Vol.40-2, 3・Vol.41-1
編集謝礼	60,000	60,000	0	
総会費	600,000	600,000	0	講演謝礼・交通費・印刷代他
学会奨励賞	100,000	300,000	△200,000	24年度分 (1名)
共催補助	800,000	800,000	0	講演会・研究会の補助
雑費	400,000	400,000	0	送料・消耗品他
小計 (A)	9,010,000	9,710,000	△700,000	
次年度へ繰越 (B)	9,520,749	8,043,352	1,477,397	
支出の部合計 (A + B)	18,530,749	17,753,352	777,397	

## 4) 会則・投稿規定・学会賞一部改正について

審議事項4)

## 獨協医学会投稿規定一部改正（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>昭和60年9月1日制定 平成9年12月6日改正 平成10年12月5日改正 平成13年12月8日改正 平成18年4月1日改正 <b>平成25年4月1日改正</b></p>	<p>昭和60年9月1日制定 平成9年12月6日改正 平成10年12月5日改正 平成13年12月8日改正 平成18年4月1日改正</p>
<p>I. 本誌の投稿論文は、和文または英文で、その内容が他誌に投稿中または掲載されていないものに限る。投稿に際して著者は、二重投稿でない旨を記した誓約書にサイン・捺印し、添付する。ヒトを対象とした研究では、ヘルシンキ宣言について述べられているように、科学的小および倫理的規範に準じていなければならない。被験者には研究内容についてあらかじめ十分に説明し、自由意志に基づく同意（インフォームドコンセント）取得と記載が必要である。動物を対象とした研究では、動物愛護の立場から適切な実験計画を立て、全実験期間を通じて飼養および保管に配慮した旨の記載が必要である。</p>	<p>I. 本誌の投稿論文は、和文または英文で、その内容が他誌に投稿中または掲載されていないものに限る。投稿に際して著者は、二重投稿でない旨を記した誓約書にサイン・捺印し、添付する。大体系を対象とした研究では、ヘルシンキ宣言について述べられているように、科学的小および倫理的規範に準じていなければならない。被験者には研究内容についてあらかじめ十分に説明し、自由意志に基づく同意（インフォームドコンセント）取得と記載が必要である。動物を対象とした研究では、動物愛護の立場から適切な実験計画を立て、全実験期間を通じて飼養および保管に配慮した旨の記載が必要である。</p>
<p>II. 投稿者は獨協医学会会員に限る。</p>	<p>II. 投稿者は獨協医学会会員に限る。</p>
<p>III. 投稿論文は複数のレフリースによる査読を経た後に、その採否、掲載順序など編集委員会で決定する。掲載後の全ての資料の著作権は編集委員会に属し、他誌への無断掲載は認めない。</p>	<p>III. 投稿論文は複数のレフリースによる査読を経た後に、その採否、掲載順序など編集委員会で決定する。掲載後の全ての資料の著作権は編集委員会に属し、他誌への無断掲載は認めない。</p>
<p>IV. 原稿は次の形式とする。 (1) 原著 (2) 症例報告 (3) 短報 (4) 総説 (5) 通信 (6) その他</p>	<p>IV. 原稿は次の形式とする。 (1) 原著 (2) 症例報告 (3) 短報 (4) 総説 (5) 通信 (6) <b>学位申請論文</b> (7) その他</p>
<p>(1) 原著：次の様式とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原稿は、ワードプロセッサにてA4版の白紙に2.5cm以上のマージンをとって比較的大きなフォントの読み易い文字を用い、英文ではダブルスペースで印字する。和文中の外国言語語は欧文フォントを使用し、外来語、外国人名、および外国地名などの日本語化した語はカタカナ表記（全角）を使用する。和文、英文ともに頻用される語は略号を用いても良いがなるべく少なくする。略号は初出に正式な語を記し、続けて（略号）を記載する。</li> <li>2. 原稿は、A4版用紙25枚以内とし、正1部、副2部、計3部を提出する。但し、副については本文、文献、抄録、図表に限りコピーが良いが、写真は正原稿と同じものとする。</li> <li>3. 原稿の記述は、和文の場合表題、欄外見出し（簡</li> </ol>	<p>(1) 原著：次の様式とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原稿は、<del>A4版用紙を用い</del>、ワードプロセッサにて白紙1枚に比較的大きなフォントの読み易い文字で和文の場合20字×20行（マージンを大きくとる）、英文ではダブルスペースで印字する。和文中の外国言語語は欧文フォントを使用し、外来語、<del>植物学名</del>、外国人名、および外国地名などの日本語化した語はカタカナ表記（全角）を使用する。和文、英文ともに頻用される語は略号を用いても良いがなるべく少なくする。略号は初出に正式な語を記し、続けて（略号）を記載する。</li> <li>2. 原稿は、A4版用紙25枚以内とし、正1部、副2部、計3部を提出する。但し、副については本文、文献、抄録、図表に限りコピーが良いが、写真は正原稿と同じものとする。</li> <li>3. 原稿の記述は、和文の場合表題、欄外見出し（簡</li> </ol>

潔表題), 著者氏名, 所属, 連絡先住所, 電話番号, FAX番号, メールアドレス, 要旨(500字以内), 索引用語(和文5語以内), 本文(緒言, 方法, 結果, 考察, 結論), 文献, 英文表題, ローマ字著者名, 英文所属, 英文要旨(ダブルスペース300語以内), Key Words(5語以内), の順とする。英文の原稿も原則として上記に準ずるが, 簡潔表題(running title)は40文字以内とし, 和文要旨, 和文キーワードなどは不要。

4. 図(写真を含む)と表は別紙とし, 図1あるいは表1の様に番号をつける。原稿には図表の挿入箇所を欄外に朱記する。図表の原稿はそのまま印刷出来る様に白紙に黒インクまたは印画紙に焼き付けた鮮明なものにする。またそれらの大きさは, 刷り上りで1/4頁を原則とする。

写真は裏面に筆頭者氏名, 番号, 上下を記入する。図表の説明は和文の場合, 日本語, 英語のどちらも可であるが, 英語を選択した場合, 表は順にTable 1, Table 2. とし, 図(写真)は順にFig 1, Fig 2. と記載する。カラー印刷, またはトレーシングを必要とする場合は実費を徴収する。

5. 数字は算用数字を用い, 計量単位はSI単位を原則とする(例 mg, g, kg, mg/dl, ml, l, mm, cm, m, cm<sup>2</sup>, °C など)。

#### 6. 文献

- 1) 文献は本文中に引用番号順に配列し, 論文の最後に文献としてまとめる。和文, 英文ともに「印刷中」あるいは“in press”は文献として記載するが, 私信などは本文中あるいは脚注に記載するにとどめる。

- 2) 文献は次の形式による。

著者名, 論文表題, 雑誌名, 巻, 頁(始めと終わりの頁) 発行年(西暦年号)。

- 3) 雑誌名の略号はIndex Medicusを参考とし, 和文雑誌名は略記しない。

- 4) 著者名は, 日本人は姓と名, 外国人は姓と名(頭文字)とする。

- 5) 単行本の引用には著者または編集者, 書名, 出版社名とその都市名, 引用頁, 発行年を記入する。

- 6) 著者名, 編者名が4名以上の場合は最初の3名を書き, 他は, 他, またはet alとする。

例1) 酒井昇, 中丸裕爾, 栗原秀雄, 他: 甲状腺嚢胞に対するエタノール硬化療法の試み, 耳鼻と臨床44: 12-15, 1998。

例2) 清水潤, 西山和利, 武田浩一, 他: 筋生検所見でtype II atrophyを認めた進行性半側萎縮性の1例(抄) 臨床神経, 31:

潔表題), 著者氏名, 所属, 連絡先住所, 電話番号, FAX番号, 要旨(500字以内), 索引用語(和文5語以内), 本文(緒言, 方法, 結果, 考察, 結論), 文献, 英文表題, ローマ字著者名, 英文所属, 英文要旨(ダブルスペース300語以内), Key Words(5語以内), の順とする。

英文の原稿も原則として上記に準ずるが, 簡潔表題(running title)は40文字以内とし, 和文要旨, 和文キーワードなどは不要。

4. 図(写真を含む)と表は別紙とし, 図1あるいは表1の様に番号をつける。原稿には図表の挿入箇所を欄外に朱記する。図表の原稿はそのまま印刷出来る様に白紙に黒インクまたは印画紙に焼き付けた鮮明なものにする。またそれらの大きさは, 刷り上りで1/4頁を原則とする。

写真は裏面に筆頭者氏名, 番号, 上下を記入する。図表の説明は和文の場合, 日本語, 英語のどちらも可であるが, 英語を選択した場合, 表は順にTable 1, Table 2. とし, 図(写真)は順にFig 1, Fig 2. と記載する。カラー印刷, またはトレーシングを必要とする場合は実費を徴収する。

5. 数字は算用数字を用い, 計量単位はSI単位を原則とする(例 mg, g, kg, mg/dl, ml, l, mm, cm, m, cm<sup>2</sup>, °C など)。

#### 6. 文献

- 1) 文献は本文中に引用番号順に配列し, 論文の最後に文献としてまとめる。和文, 英文ともに「印刷中」あるいは“in press”は文献として記載するが, 私信などは本文中あるいは脚注に記載するにとどめる。

- 2) 文献は次の形式による。

著者名, 論文表題, 雑誌名, 巻, 頁(始めと終わりの頁) 発行年(西暦年号)。

- 3) 雑誌名の略号はIndex Medicusを参考とし, 和文雑誌名は略記しない。

- 4) 著者名は, 日本人は姓と名, 外国人は姓と名(頭文字)とする。

- 5) 単行本の引用には著者または編集者, 書名, 出版社名とその都市名, 引用頁, 発行年を記入する。

- 6) 著者名, 編者名が4名以上の場合は最初の3名を書き, 他は, 他, またはet alとする。

例1) 酒井昇, 中丸裕爾, 栗原秀雄, 他: 甲状腺嚢胞に対するエタノール硬化療法の試み, 耳鼻と臨床44: 12-15, 1998。

例2) 清水潤, 西山和利, 武田浩一, 他: 筋生検所見でtype II atrophyを認めた進行性半側萎縮性の1例(抄) 臨床神経, 31:

<p>93, 1991.</p> <p>例3) Sandman K and Reeve JN : Origin of the eukaryotic nucleus. Science 280 : 501, 1998.</p> <p>例4) Kerkar N, Hadzic N, Davies ET, et al : De-novo autoimmune hepatitis after liver transplantation. Lancet 351 : 409-413, 1998.</p> <p>例5) 大澤美貴雄：視覚刺激による事象関連電位 (ERP). 臨床誘発電位ハンドブック. 黒岩義之, 菌生雅弘 (編), 中外医学社, 東京, pp210-213, 1998.</p> <p>例6) Tanaka H, Hodumi A, Iwai T, et al : Evaluation of ERPs electrical field distribution in cortical and subcortical dementia. in “Brain Topography Today”. ed by Koga Y, Nagata K, Hirata K. Elsevier Science BV, Amsterdam, pp544-551, 1998.</p> <p>(2) 症例報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 書式は原著に準ずる。但し、要旨は300字以内、索引用語は3語以内とする。</li> <li>2) 原稿の長さはA4版用紙10枚以内とする。</li> </ol> <p>(3) 短報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 独創的な研究, 工夫, 仮説などを内容とする。</li> <li>2) 書式は原著に準ずる。但し要旨は不要とし、索引用語は1語とする。</li> <li>3) 原稿の長さは A4版用紙4枚以内とする。</li> </ol> <p>(4) 総説</p> <p>原則として編集委員長からの依頼により投稿されるものとし、A4版用紙20枚以内、その他は原著に準ずる。</p> <p>(5) 通信</p> <p>必ずしも学術的な内容に限らず、広く会員の医療活動に関するものとする。</p> <p>(6) その他</p> <p>編集委員会が認めたものとする。</p> <p>V. 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投稿にあたっては、人権を損なう恐れのないように配慮するのみならず、実験動物の論文においても、動物の維持・管理や疼痛の緩和などに配慮し、研究計画が研究実施機関の倫理委員会や動物実験委員会等によって承認された研究であることを明記する。</li> </ol>	<p>93, 1991.</p> <p>例3) Sandman K and Reeve JN : Origin of the eukaryotic nucleus. Science 280 : 501, 1998.</p> <p>例4) Kerkar N, Hadzic N, Davies ET, et al : De-novo autoimmune hepatitis after liver transplantation. Lancet 351 : 409-413, 1998.</p> <p>例5) 大澤美貴雄：視覚刺激による事象関連電位 (ERP). 臨床誘発電位ハンドブック. 黒岩義之, 菌生雅弘 (編), 中外医学社, 東京, pp210-213, 1998.</p> <p>例6) Tanaka H, Hodumi A, Iwai T, et al : Evaluation of ERPs electrical field distribution in cortical and subcortical dementia. in “Brain Topography Today”. ed by Koga Y, Nagata K, Hirata K. Elsevier Science BV, Amsterdam, pp544-551, 1998.</p> <p>(2) 症例報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 書式は原著に準ずる。但し、要旨は300字以内、索引用語は3語以内とする。</li> <li>2) 原稿の長さはA4版用紙10枚以内とする。</li> </ol> <p>(3) 短報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 独創的な研究, 工夫, 仮説などを内容とする。</li> <li>2) 書式は原著に準ずる。但し要旨は不要とし、索引用語は1語とする。</li> <li>3) 原稿の長さはA4版用紙4枚以内とする。</li> </ol> <p>(4) 総説</p> <p>原則として編集委員長からの依頼により投稿されるものとし、A4版用紙20枚以内、その他は原著に準ずる。</p> <p>(5) 通信</p> <p>必ずしも学術的な内容に限らず、広く会員の医療活動に関するものとする。</p> <p>(6) <b>学位申請論文</b>  <del>「学位申請論文の執筆投稿指針」を参照する。</del></p> <p>(7) その他</p> <p>編集委員会が認めたものとする。</p> <p>V. 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投稿にあたっては、人権を損なう恐れのないように配慮するのみならず、実験動物の論文においても、動物の維持・管理や疼痛の緩和などに配慮し、研究計画が研究実施機関の倫理委員会や動物実験委員会等によって承認された研究であることを明記する。</li> </ol>
--	--

<p>英文は必ずネイティブスピーカーによる推敲を受ける事。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>論文掲載が決定した後、最終原稿を Word で収録したCDなどを提出する。</li> <li>著者校正は初校のみとする。校正は誤植、組版の誤りを訂正することにとどめ、内容を変えないこと。</li> <li>掲載原稿、CDなどは返却しない。</li> <li>刷り上り1頁は和文2000字を目安とする。</li> <li>掲載料は、次の基準による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 原著、症例報告、短報、総説は有料とし金額は別に定める。</li> <li>2) 別刷は30部まで無料とし、それ以上は実費とする。</li> <li>3) 依頼された総説は無料とする。</li> <li>4) 特別掲載については別に定める。</li> </ol> </li> </ol> <p>(規定の改廃) この規定の改廃は、評議員会の議を経て決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>論文掲載が決定した後、最終原稿を収録したフロッピーディスク(3.5インチ、TXT形式で保存、ソフトは指定しないが使用機器名、ソフト名を明記する)を提出する。</li> <li>著者校正は初校のみとする。校正は誤植、組版の誤りを訂正することにとどめ、内容を変えないこと。</li> <li>掲載原稿、フロッピーディスクは返却しない。</li> <li>刷り上り1頁は和文原稿用紙(20字×20行)5枚分を目安とする。</li> <li>掲載料は、次の基準による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 別刷は30部まで無料とし、それ以上は実費とする。</li> <li>2) 依頼された総説は無料とする。</li> <li>3) 特別掲載については別に定める。</li> </ol> </li> </ol>
--	--

獨協医学会学会賞(奨励賞) 規程一部改正(新旧対照表)

(新)	(旧)
平成5年4月1日 制定 平成22年4月1日 改正 <b>平成25年4月1日 改正</b>	平成5年4月1日 制定 平成22年4月1日 改正
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 獨協医学会(以下本学会とする)の充実・発展と医学研究者育成のため獨協医学会に学会賞として学会奨励賞を設ける。</li> <li>2. 学会奨励賞実施要綱 対 象：前年度のDokkyo Journal of Medical Sciences —獨協医学会雑誌—に掲載された論文の著者で12月31日現在40歳未満の獨協医学会会員とする。 但し、共著論文は筆頭著者のみを対象とする。 授賞者：3名以内とする。 賞 状：賞状と副賞を授与する。副賞は1名10万円とする。 応 募：本学会の評議員および各講座あるいは学科教授の推薦とする。 選考方法：本学会の評議員会内に選考委員会を設け、その提案に基づき、評議員会で決定する。</li> <li>3. 学会奨励賞選考に関する内規 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 候補者の資格</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 獨協医学会(以下本学会とする)の充実・発展と医学研究者育成のため獨協医学会に学会賞として学会奨励賞を設ける。</li> <li>2. 学会奨励賞実施要綱 対 象：前年度のDokkyo Journal of Medical Sciences —獨協医学会雑誌—に掲載された論文の著者で12月31日現在40歳未満の獨協医学会会員とする。 但し、共著論文は筆頭者のみを対象とする。 授賞者：3名以内とする。 賞 状：賞状と副賞を授与する。副賞は1名10万円とする。 応 募：本学会の評議員および各講座あるいは学科教授の推薦とする。 選考方法：本学会の評議員会内に選考委員会を設け、その提案に基づき、評議員会で決定する。</li> <li>3. 学会奨励賞選考に関する内規 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 候補者の資格</li> </ol> </li> </ol>

<p>前年度のDokkyo Journal of Medical Sciencesに筆頭著者として原著論文が掲載された獨協医学会会員。</p> <p>2) 応募方法</p> <p>(1) 別掲の書式により本学会の評議員および各講座あるいは学科教授が推薦書(書式1)を本学会会長に提出する。推薦された論文については本学会より筆頭著者に通知し、本人の推薦承諾書(書式2)1部と該当論文別刷(コピー可)10部の提出を求める。</p> <p>(2) 候補者は共著者全員の同意を得ること。</p> <p>(3) 応募期間は同年5月1日から7月31日までとする。</p> <p>3) 学会奨励賞選考委員会</p> <p>(1) 委員: 本委員会は授賞の対象となる専門分野などを勘案し、本学会運営委員会より指名された7名の評議員により構成される。委員長には本学会運営委員長を当てる。 委員の選出に当たっては、被推薦者に直接関連のある委員をできるだけ避けるよう配慮する。</p> <p>(2) 業務: 応募締切り後可及的速やかに本学会運営委員会委員長は、選考委員会を開催し被推薦論文の学会奨励賞に対する適否を審査し、候補者3名以内にしほり評議員会に答申する。選出された候補者の論文名および掲載誌名は評議員会の開催前少なくとも4週間前に配布しなければならない。</p> <p>4) 奨励賞の選考 評議員会は選考委員会の審査結果を3名以内の候補者を定め、本学会会長に答申する。 適当な論文がない場合には「該当者なし」とすることもある。</p> <p>5) 投票方法 評議員会において、各推薦候補別に投票を行い「可」の票が過半数に達したとき最終候補者とする。</p> <p>4. 学会奨励賞に関する業務開始日 平成5年4月1日 (規程の改廃) この規程の改廃は、評議員会の議を経て決定する。</p>	<p>前年度のDokkyo Journal of Medical Sciencesに筆頭著者として原著論文が掲載された獨協医学会会員。</p> <p>2) 応募方法</p> <p>(1) 別掲の書式により本学会の評議員および各講座あるいは学科教授が推薦書(書式1)を本学会会長に提出する。推薦された論文については本学会より筆頭著者に通知し、本人の推薦承諾書(書式2)1部と該当論文別刷(コピー可)10部の提出を求める。</p> <p>(2) 候補者は共著者全員の同意を得ること。</p> <p>(3) 応募期間は同年5月1日から7月31日までとする。</p> <p>3) 学会奨励賞選考委員会</p> <p>(1) 委員: 本委員会は授賞の対象となる専門分野などを勘案し、本学会運営委員会より指名された7名の評議員により構成される。委員長には本学会運営委員長を当てる。 委員の選出に当たっては、被推薦者に直接関連のある委員をできるだけ避けるよう配慮する。</p> <p>(2) 業務: 応募締切り後可及的速やかに本学会運営委員会委員長は、選考委員会を開催し被推薦論文の学会奨励賞に対する適否を審査し、候補者3名以内にしほり評議員会に答申する。<del>必要な場合は、該当論文のレフラー担当者および編集委員会の意見徴することができる。</del>選出された候補者の論文名および掲載誌名は評議員会の開催前少なくとも4週間前に配布しなければならない。</p> <p>4) 奨励賞の選考 評議員会は選考委員会の審査結果を3名以内の候補者を定め、本学会会長に答申する。 適当な論文がない場合には「該当者なし」とすることもある。</p> <p>5) 投票方法 評議員会において、各推薦候補別に投票を行い「可」の票が過半数に達したとき最終候補者とする。</p> <p>4. 学会奨励賞に関する業務開始日 平成5年4月1日</p>
--	---

## 獨協医学会会則一部改正（新旧対照表）

(新)	(旧)
昭和49年12月7日 制定 昭和57年12月1日 改正 昭和60年9月1日 改正 平成6年7月1日 改正 平成7年12月2日 改正 平成10年12月5日 改正 平成11年12月4日 改正 平成15年12月6日 改正 <b>平成25年4月1日 改正</b>	昭和49年12月7日 制定 昭和57年12月1日 改正 昭和60年9月1日 改正 平成6年7月1日 改正 平成7年12月2日 改正 平成10年12月5日 改正 平成11年12月4日 改正 平成15年12月6日 改正
(名称)	(名称)
第1条 本会は、獨協医学会と称する。	第1条 本会は、獨協医学会と称する。
(事務所)	(事務所)
第2条 本会は、事務所を獨協医科大学（以下「本学」という。）内に置く。	第2条 本会は、事務所を獨協医科大学（以下「本学」という。）内に置く。
(目的)	(目的)
第3条 本会は、医学・医療の進歩を図ることを目的とする。	第3条 本会は、医学・医療の進歩を図ることを目的とする。
(会員)	(会員)
第4条 本会は、本学の教職員（大学院生を含む。）及び関係者をもって組織する。	第4条 本会は、本学の教職員（大学院生を含む。）及び関係者等をもって組織する。
2 会員は、名誉会長、名誉会員、正会員、賛助会員及び特別会員とする。	2 会員は、名誉会長、名誉会員、正会員、賛助会員及び特別会員とする。
3 名誉会長は、歴代の会長とする。	3 名誉会長は、歴代の会長とする。
4 名誉会員は、本会に多大の貢献をした者で、評議員会の承認を得たものとする。	4 名誉会員は、本会に多大の貢献をした者で、評議員会の承認を得たものとする。
5 正会員は本学の教職員（大学院生を含む。）及び関係者とし、正会員の入会は、別に定める手続きによる。	5 正会員は本学の教職員（大学院生を含む。）とし、正会員の入会は、別に定める手続きによる。
6 本会の目的に賛同し、しかるべき寄付を行った者は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。	6 本会の目的に賛同し、しかるべき寄付を行った者は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。
7 前各項に該当しない者で、本会に多大の貢献をしたものは、評議員会の承認を得て特別会員となることができる。	7 前各項に該当しない者で、本会に多大の貢献をしたものは、評議員会の承認を得て特別会員となることができる。
(会費)	(会費)
第5条 会員は、別に定める会費を毎年納付しなければならない。ただし、名誉会長、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。	第5条 会員は、別に定める会費を毎年納付しなければならない。ただし、名誉会長、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。
(役員)	(役員)
第3条 本会に、次の役員を置く。 会 長 監 事 2名 運営委員 若干名 評 議 員 第10条に定めるところによる。	第6条 本会に、次の役員を置く。 会 長 監 事 2名 運営委員 若干名 評 議 員 第10条に定めるところによる。

<p>(会長)</p> <p>第7条 会長は、獨協医科大学学長とし、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>(監事)</p> <p>第8条 監事は、評議員の互選により選出し、本会の会計を監査する。</p> <p>2 監事は、他の役員を兼ねることができない。</p> <p>(運営委員)</p> <p>第9条 運営委員は、評議員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(評議員)</p> <p>第10条 評議員は、正会員のうちから選出する。</p> <p>2 評議員の数及び選出方法については、別に定める。</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 会長の任期は獨協医科大学学長の任期とし、他の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 会長を除く役員の欠員の補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 運営委員は、運営委員会を組織する。</p> <p>2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、互選により選出する。</p> <p>3 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>4 運営委員会は、本会の庶務、会計及び機関誌の編集等の会務を分担するほか、評議員会に提案する事項についてあらかじめ審議する。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第13条 評議員は、評議員会を組織する。</p> <p>2 評議員会は、通常年1回会長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。</p> <p>3 評議員会は、本会の事業、決算、予算及び重要事項について審議する。</p> <p>4 評議員会の決議事項については、適当な方法により会員に通知しなければならない。</p> <p>(学術集会等)</p> <p>第14条 本会は、毎年1回「獨協医学会」の名称による学術集会を開催する。</p> <p>2 本会は、前項のほか、例会、講演会、研究会等を随時開くものとする。</p> <p>3 前2項における発表は、原則として会員に限るものとする。ただし、会長の承認を得て会員外の者も発表することができる。</p> <p>(機関誌の刊行)</p> <p>第15条 本会は、機関誌として“Dokkyo Journal of</p>	<p>(会長)</p> <p>第7条 会長は、獨協医科大学学長とし、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>(監事)</p> <p>第8条 監事は、評議員の互選により選出し、本会の会計を監査する。</p> <p>2 監事は、他の役員を兼ねることができない。</p> <p>(運営委員)</p> <p>第9条 運営委員は、評議員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(評議員)</p> <p>第10条 評議員は、正会員のうちから選出する。</p> <p>2 評議員の数及び選出方法については、別に定める。</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 会長の任期は獨協医科大学学長の任期とし、他の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 会長を除く役員の欠員の補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 運営委員は、運営委員会を組織する。</p> <p>2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、互選により選出する。</p> <p>3 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>4 運営委員会は、本会の庶務、会計及び機関誌の編集等の会務を分担するほか、評議員会に提案する事項についてあらかじめ審議する。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第13条 評議員は、評議員会を組織する。</p> <p>2 評議員会は、通常年1回会長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。</p> <p>3 評議員会は、本会の事業、決算、予算及び重要事項について審議する。</p> <p>4 評議員会の決議事項については、適当な方法により会員に通知しなければならない。</p> <p>(学術集会等)</p> <p>第14条 本会は、毎年1回「獨協医学会」の名称による学術集会を開催する。</p> <p>2 本会は、前項のほか、例会、講演会、研究会等を随時開くものとする。</p> <p>3 前2項における発表は、原則として会員に限るものとする。ただし、会長の承認を得て会員外の者も発表することができる。</p> <p>(機関誌の刊行)</p> <p>第15条 本会は、機関誌として“Dokkyo Journal of</p>
--	--

<p>Medical Sciences”一獨協医学会雑誌一を定期的に刊行し、会員に配布する。</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 本会に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(会則の改廃)</p> <p>第18条 この会則の改廃は、評議員会の承認を必要とする。</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この会則の施行に必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、昭和49年12月7日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、昭和57年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、昭和60年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成7年12月2日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成10年12月5日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成11年12月4日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年12月6日から施行する。</p> <p>2 改正後の第17条の規定は、平成17年度会計から適用し、平成16年度会計は、平成15年12月1日から平成17年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この会則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>別記 獨協医学会会費 1ヶ年 5,000円</p> <p>細則</p> <p>1 入会</p> <p>1) 入会しようとするものは、推薦者の連署の上、別に定める入会申込書によって申込み、所定年会費を納入するものとする。ただし、本学教員にあっては推薦を必要としない。</p> <p>2) 推薦者は、獨協医科大学教授及び准教授とする。</p> <p>2 会費</p>	<p>Medical Sciences”一獨協医学会雑誌一を定期的に刊行し、会員に配布する。</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 本会に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(会則の改廃)</p> <p>第18条 この会則の改廃は、評議員会の承認を必要とする。</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この会則の施行に必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、昭和49年12月7日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、昭和57年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、昭和60年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成7年12月2日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成10年12月5日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成11年12月4日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年12月6日から施行する。</p> <p>2 改正後の第17条の規定は、平成17年度会計から適用し、平成16年度会計は、平成15年12月1日から平成17年3月31日までとする。</p> <p>別記 獨協医学会会費 1ヶ年 5,000円</p> <p>細則</p> <p>1 入会</p> <p>1) 入会しようとするものは、推薦者の連署の上、別に定める入会申込書によって申込み、所定年会費を納入するものとする。ただし、本学教員にあっては推薦を必要としない。</p> <p>2) 推薦者は、獨協医科大学教授及び助教授とする。</p> <p>2 会費</p>
--	--

<p>1) 会費の納付は、原則として銀行預金口座自動振替とする。ただし、会長が特に認めた場合は、本会銀行預金口座へ振込むことができる。</p> <p>2) 会費の基準期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 退会</p> <p>1) 本会を退会しようとする場合は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。</p> <p>2) 会費を2年以上滞納した場合は、本会を退会する意思があったものとしてこれを扱うものとする。</p> <p>3) 退会届を提出したものは、2の2)の規定により退会する年度の会費を納付するものとする。</p> <p>4 評議員選出内規については、別に定める。</p>	<p>1) 会費の納付は、原則として銀行預金口座自動振替とする。ただし、会長が特に認めた場合は、本会銀行預金口座へ振込むことができる。</p> <p>2) 会費の基準期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 退会</p> <p>1) 本会を退会しようとする場合は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。</p> <p>2) 会費を2年以上滞納した場合は、本会を退会する意思があったものとしてこれを扱うものとする。</p> <p>3) 退会届を提出したものは、2の2)の規定により退会する年度の会費を納付するものとする。</p> <p>4 <del>評議員選出規程：評議員は、各医学科ごとに、会員の中からつぎのとおり選出するものとする。</del></p> <p><del>1) 教養医学科—若干名</del></p> <p><del>2) 基礎医学科—1講座1名</del></p> <p><del>3) 臨床医学科—1講座1名</del></p> <p><del>ただし、各医学科以外の大学各部局から選出されることもあり得る。</del></p>
--	--

獨協医学会評議員選出内規の一部改正（新旧対照表）

(新)	(旧)
平成11年12月4日 制定 平成25年4月1日 改正成	平成11年12月4日 制定
(目的)	(目的)
第1条 この内規は、獨協医学会会則第10条第2項の規定に基づき、獨協医学会評議員（以下「評議員」という。）の選出分野、数及び選出方法について定めることを目的とする。	第1条 この内規は、獨協医学会会則第10条第2項の規定に基づき、獨協医学会評議員（以下「評議員」という。）の選出分野、数及び選出方法について定めることを目的とする。
(評議員の選出分野)	(評議員の選出分野)
第2条 評議員の選出分野は、次のとおりとする。	第2条 評議員の選出分野は、次のとおりとする。
(1) 基礎医学及び臨床医学の各講座	(1) <del>教養医学科の各学科目</del>
(2) 基本医学連絡会議	(2) <del>基礎医学科及び臨床医学科の各講座</del>
(3) 越谷病院の各診療科	(3) 越谷病院の各診療科
(4) 看護学部	(4) <del>大学病院の各センター及び各部</del>
(5) 支援センター連絡会議の各センター	(5) <del>越谷病院の各センター及び各部</del>
(6) 大学病院の薬剤部	(6) <del>医学総合研究所の研究部門各研究室及び共同利用部門</del>
(7) 越谷病院の薬剤部	(7) <del>医学情報センター</del>
(8) 日光医療センターの診療科又は薬剤部	(8) <del>実験動物センター</del>
(9) 前各号以外の部署で会長が認めたもの	(9) 前各号以外の部署で会長が認めたもの
(評議員の数)	(評議員の数)
第3条 評議員の数は、前条各号に定める各部署についてそれぞれ原則1名とし、第2条(2)については若干名とする。	第3条 評議員の数は、前条各号に定める各部署についてそれぞれ1名とする。

<p>(評議員の選出方法)</p> <p>第4条 評議員は、第2条に定める各部署の長が推薦する。</p> <p>(内規の改廃)</p> <p>第5条 この内規の改廃は、評議員会の議を経て決定する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成11年12月4日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成25年4月1日から実施する。</p>	<p>(評議員の選出方法)</p> <p>第4条 評議員は、第2条に定める各部署の長が推薦する。</p> <p>(内規の改廃)</p> <p>第5条 この内規の改廃は、評議員会の議を経て決定する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成11年12月4日から実施する。</p>
---	--